

車両購入後に申請する場合（以下（実績申請）という）及び リース業者が申請者となる場合の記入例

◎実績申請する場合

商用車の電動化促進事業（タクシー・バス） 補助金提出資料一覧表（その2）

◎実績申請（補助対象車両を購入した後に申請する場合）

(1) 交付申請書兼完了実績報告書提出時

申請書等を提出する前に資料を再確認して、○を記入してください。

項 目	○を 記入	
商用車の電動化促進事業（タクシー・バス） 補助金提出資料一覧表（その2）（本表）	○	
1. 交付規程様式等 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> ★枠内の誓約書は「車両購入前」に申請（通常申請）する場合と共通のため、記載例は省略 </div>	様式第1の2 交付申請書兼完了実績報告書	○
	様式第1（その2の1） 電動化促進事業（タクシー・バス）実施計画書（車両）	○
	★ 様式第1（その3の1）（誓約書）	○
	様式第1（その3の2）（表明書） ※CO2排出量20万トン以上の事業者のみ	
	様式第1（その4の1またはその4の2） （非化石エネルギー自動車の導入計画書）	○
2. 申請者が法人の場合	現在事項全部証明書（初回申請時に限る ^注 ）。発行後3か月以内のもの）の写し（コピー）	○
3. 申請者が個人の場合	住民票（発行後3か月以内のもの）又は自動車運転免許証の写し（コピー）	
4. 補助対象経費に係る請求書の写し（コピー）	補助対象車両の登録番号又は車台番号が記載されていること	○
5. 補助対象経費に係る支払いを証する書類（領収書等）の写し（コピー）		○
6. 補助対象車両の書類	自動車検査証の写し（コピー）	○
	自動車検査証記録事項の写し（コピー）	○
7. 所有権留保を解除した場合の書類（上記と合わせて左記）	移転登録後の自動車検査証の写し（コピー）	
	移転登録後の自動車検査証記録事項の写し（コピー）	
8. 自動車賃貸借契約書の写し（コピー）（リースの場合に限る）		
9. リース料金算定根拠明細書（補助金がリース料金に反映されていること）（リースの場合に限る）		
10. 精算払請求書	様式第13	○
11. その他、必要な書類		○

注）法人の場合、現在事項全部証明書につきましては、初回申請時に提出していただき、以降は不要ですが内容等に変更等ありましたら再提出をお願いいたします。

※ JATA申請システムでは、一覧表の提出は必要ありません。また、様式については、システム上で入力して頂きます。

※ JATA申請システムでの申請ができない場合には、信書便等での申請も可能です。

※ 提出資料が不足している場合には、受付されない場合があります。

※ 書類作成につきましては十分ご注意ください。

※ 写し（コピー）は鮮明な物をお願いいたします。